

被扶養者の申請に必要な添付書類一覧（配偶者の場合）

- ◆扶養申請の内容によって、TOTO健康保険組合より追加で添付資料を求める場合がございます。
- ◆複数の項目に該当する場合は、各項目の添付書類が必要です。
- ◆下記表に限らず、「その他収入」がある場合は、その金額が確認できる書類をご提出ください。
- ◆直近に加入していたのが国民健康保険もしくはTOTO健康保険組合の場合は『健康保険資格喪失証明書』は不要です。

対象者の状況	添付書類（全て写しをご提出ください）		書類入手先		
	◀ ◎：必ず提出する書類、△：該当する場合のみご提出ください ▶	△に該当するもの			
全員	◎	被保険者との続柄が確認できるI・IIいずれかの書類 I：世帯主・続柄・世帯全員の記載がある「住民票」 ※個人番号（マイナンバー）・本籍の記載がないもの ※発行後3ヶ月以内のもの II：住民票で被保険者との続柄が確認できない場合は 「戸籍謄本 または 戸籍抄本」 ※本籍の記載部分は、見えないように黒く塗りつぶしてください ※発行後3ヶ月以内のもの	-	市区町村役場	
全員	◎	健康保険資格喪失証明書 ※直近が国民健康保険もしくはTOTO健康保険組合の場合は不要	-	前勤務先 または 前加入健康保険組合	
収入なし	△	所得証明書 または 非課税証明書	1年以上無職		
	△	廃業届	事業等を廃業	税務署	
	△	い	退職証明書	1年以内に退職	前勤務先
		ず	離職票1・2 または 雇用保険資格喪失確認通知書		
		れ	雇用保険受給資格者証		ハローワーク
か	雇用保険受給延長通知書				
1	雇用保険受給資格者証 または 雇用保険受給資格通知 (両面：支給終了の記載があるもの)	受給終了	ハローワーク		
収入あり	△	給与見込証明書※1 (扶養加入希望月以降、未来12ヶ月分の証明)	パート・アルバイト等で 就労中	勤務先	
	△	最新の確定申告書かつ収支内訳書※2	自営業者・個人事業主	税務署	
	△	所得証明書 または 非課税証明書	※1 または※2 を ご提出された方に 健保組合より別途依頼を させていただく場合があります	市区町村役場	
	△	最新の年金・恩給裁定通知書、改定通知書、振込通知書、決定通知書 ※受給内容・受給額の変更がある場合は、年金見込額照会回答票	年金を受給（中）予定	年金事務所 または 前勤務先	
	△	出産手当金決定通知書、出産手当金支給終了通知書など	出産手当金を 受給中 または 受給していた	前加入健康保険組合 または 前勤務先	
	△	傷病手当金支給決定通知書、傷病手当金支給終了通知書など	傷病手当金を 受給中 または 受給していた	前加入健康保険組合 または 前勤務先	
	△	休業補償支給決定通知書、休業補償支給終了通知書など	休業補償給付等を 受給中 または 受給していた	労働基準監督署	